

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ		
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の解除 (中丹東保健所)	251	○公共測量の終了 ○道路の区域変更 ○道路の供用開始	(用地課) 251 (山城北土木事務所) ♪ () 252

告示

京都府告示第247号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年5月8日

京都府知事 西脇 隆俊

告示番号	指定を解除する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
平成29年京都府告示第399号	綾部市青野町西馬場下38の1の一部、39の1の一部及び43の一部	テトラクロロエチレン	土壤汚染の除去

- 備考 1 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。
2 この告示による解除により、平成29年京都府告示第399号で指定した区域の全部が解除されることとなる。

京都府告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第325号）が令和8年3月20日終了した旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和8年5月8日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域
舞鶴市の一部

京都府告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年5月8日から令和8年5月22日まで縦覧に供する。

令和8年5月8日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宇治淀線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
宇治市広野町小根尾3の4から	前	最小 8.0 ^m	13.4 ^m
		最大 8.2	
宇治市広野町小根尾1まで	後	最小 8.0	
		最大 8.4	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年5月8日から令和8年5月22日まで縦覧に供する。

令和8年5月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宇治淀線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
宇治市広野町小根尾3の4から 宇治市広野町小根尾1まで	令和8年5月8日

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課